

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年7月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月29日から同年9月20日まで
昭和48年7月にA社D本社からC支店に転勤した。

しかし、昭和48年7月29日付けで異動したのに、オンライン記録では、A社C支店での厚生年金保険の資格取得日が同年9月20日となっており、この結果、厚生年金保険の加入期間に2か月の空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された資料、申立人の雇用保険の記録及び厚生年金基金の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和48年7月29日に同社D本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで
昭和56年4月1日に夫がA市からB市に転勤したことに伴い、B市役所で国民年金の手続をして、60年2月分までの国民年金保険料はB市発行の納付書でC銀行D支店で納付した。
その後、E市及びF市に住所は変わったが、保険料は納付し続けていたはずなので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月にA市で国民年金に任意加入し、その後、57年9月分までの保険料については、居住地のA市及びB市において納付していることが、B市が管理している国民年金被保険者カードにより確認できる。

しかし、申立人が唯一所持している年金手帳、上述のB市が管理している国民年金被保険者カード及びオンライン記録には、いずれも、昭和57年10月15日に国民年金被保険者資格を喪失していることが記録されている上、その後、転居したE市及びF市においても、申立期間における申立人の加入記録が確認できないことから、申立期間は未加入期間であったと推認され、納付書の発行はなかったものと思われる。

また、申立人は、申立期間中にE市及びF市に転居しているが、これら両市における納付方法についても、全く覚えていない。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 164 (事案 150 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 43 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 43 年 10 月まで

昭和 41 年 8 月に A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続をして、当月分の国民年金保険料を同支所の窓口で納めた。

その後、昭和 41 年 9 月から 43 年 10 月までの国民年金保険料を町内集金担当者に毎月払っていたが、当該集金担当者に自分の保険料を横領されていたことから、申立期間が未納となっている。

平成 22 年 4 月 7 日付けで申立期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、その後、新たな事情として、申立期間当時の状況を証言できる者(3人)がいるので再審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和 43 年 11 月 20 日に発行された申立人の国民年金手帳に、申立人の資格取得日は同年 11 月 1 日と記載されていること、当該手帳には定期的に納付したとする昭和 42 年度の国民年金印紙検認記録に検認スタンプが無いこと、及び 43 年度の印紙検認記録の 43 年 10 月の欄に「この月以前不要」の押印が確認でき、申立人が保管している国民年金保険料納付票(昭和 46 年度から納入カード)には、申立期間において集金人の領収印が無い上、申立人が主張する集金担当者が国民年金保険料を集金していたとする証言は得られないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな事情として、申立期間当時、申立人の供述する集金担当者が、実際に集金を行っていたこと、及び申立人の申立期間に係る国民年金

保険料を横領したことを証言できる者(3人)の氏名を提示したが、そのうち、申立期間当時に自らの保険料を納付していた証言者(2人)は、いずれも当該集金担当者が保険料を集金していたとするものの、集金していた時期や地区は不明としているほか、「昭和41年8月の申立人の国民年金保険料納付状況、及び同年9月から43年10月まで申立人の主張する集金担当者が申立人の保険料を横領したかどうかについては知らない。」と証言しており、申立期間に係る保険料の納付をうかがわせる具体的な証言を得ることはできない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月から32年12月まで
昭和25年7月から32年12月まで、A船舶に甲板員として乗船し、B港からC県のD港までの間を運航してイカ釣りの仕事をしていた。
しかし、オンライン記録では、この期間について船員保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に乗船し、B港とD港の間を運航したとするA船舶の所有者であるE及びFの船員保険適用日は、D港のあるG市を管轄するH社会保険事務所(当時)が保管する船舶所有者の記号簿によると、船舶所有者Eは昭和37年8月7日、船舶所有者Fは39年8月1日とされている上、B港があるI市を管轄するJ社会保険事務所(当時)が保管する船舶所有者の記号簿には、船舶所有者である両氏の記録が無いことから、申立期間において、A船舶が船員保険を適用されていた記録を確認できない。

また、申立人は船員手帳を保管していないため、申立期間における乗船履歴等が確認できない。

さらに、A船舶の船舶所有者はいずれも死亡している上、申立人は、申立期間における同僚の氏名について名字しか覚えておらず、連絡先が特定できないことから、申立人の勤務実態や当時の船員保険の取扱いについて証言等を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

富山厚生年金 事案 591 (事案 260 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 15 日から 41 年 2 月 1 日まで

A社から脱退手当金について説明は無く、請求も受領もしていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしいと申立てをしたが、平成 21 年 11 月 18 日付けで申立期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。

当初の判断後、新たな資料として、元同僚が作成した脱退手当金を受給していないとする証明書を提出するので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当該期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険被保険者証滅失届の記載内容に不自然さはみられないほか、脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無い上、裁定請求書提出から4か月後の昭和 41 年 6 月 14 日に支給決定され、同年 6 月 23 日に受領したことが確認できる領収書も残されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、既に当委員会の決定に基づく、平成 21 年 11 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として、申立期間当時の同僚が作成した、申立人は脱退手当金を受給していないとする証明書を提出したが、当該証明書を記載した同僚に確認したところ、申立人が脱退手当金を受給していないと認められる事実は確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月から 27 年 12 月まで
昭和 25 年 9 月から 27 年 12 月ごろまで、事業主が A 氏であった B 社で勤務していた。同社では、C 社や D 社、E 社、F 社で配管や溶接の仕事をしていた。

申立期間当時、B 社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、G 市 H 区にある B 社で勤務していたとしているものの、事業所名の記憶は明確ではなく、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、H 区を管轄する年金事務所に B という名称がつく厚生年金保険の適用事業所を確認したところ、2 事業所が確認できるものの、いずれの事業所も、適用事業所となったのは昭和 39 年 4 月 1 日からであり、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人が氏名を覚えている事業主、及び B 社で社会保険の事務をしていたとするその息子は既に死亡しており、ほかに氏名を覚えている同僚もいないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について関連資料や証言等を得ることができない。

加えて、申立てに係る事業所とは別の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）によると、当該事業主は、申立期間に H 区の当該別事業所で被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人については氏名の記載が無く、申立期間において欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。